



アイルランドの水道事情について

(はじめに)

アイルランドは、地理的には（北緯でいうと）北海道より北に位置し、面積は北海道とほぼ同じ、人口は約459万人（日本の約28分の1）です。気候については、最も寒いのは1月と2月で、平均気温は4℃～7℃、最も暖かい7月と8月の平均気温は14℃～16℃であり、年間平均降水量は、低地ではおおむね800mm～1,200mmですが、山間部では2,000mmを超えることもあるとのことです。

一方、アイルランドの水道事業は、従来、地方自治体の責務とされてきましたが、独立の国有会社として新たに「Irish Water」を設立すべく、その準備を進めるとともに、これまで水道料金を徴収していなかった各家庭からも水道料金を徴収するため、水道メーターの設置を進めています。

このような最近のアイルランドの水道事情について、以下にその概要を紹介することとします。

(参考1) Home / アイルランドについて / 自然環境

<http://www.irishembassy.jp/home/index.aspx?id=81768>

(参考2) アイルランドの概要

- 1.面積 7万300平方キロメートル（北海道とほぼ同じ）
 - 2.人口 約459万人（2011年アイルランド国勢調査速報値）
 - 3.首都 ダブリン（約121万人、2010年4月アイルランド中央統計局推定）
- （出典）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ireland/data.html>

(参考情報) Reform of the water sector in Ireland Position Paper January 2012

<http://www.environ.ie/en/Publications/Environment/Water/FileDownload,29192,en.pdf>

1. アイルランドの水道

(1) アイルランドの水道事情

家庭や産業界への効率的な水の供給は地方自治体の責務であり、水道インフラ（管路、ろ過及び消毒システム）の維持管理や改良資金は、環境・コミュニティ・地方自治省 (Department of Environment, Community and Local Government) が提供している。

現在、アイルランドでは、公共水道に接続している家庭のために、新しい公共水道事業体である「アイリッシュウォーター (Irish Water)」を設立中であり、また、水道メーターによる料金システムを導入する予定である。そして エネルギー規制委員会は、水道料金の仕組みを考案することとしている。

（注）下段の「アイリッシュウォーター」を参照。

①公共水道事業 (Public water schemes)

現在、アイルランドでは、水道管は地方自治体によって維持管理されている。水道水は都市部の家庭や商業地域に供給されており、現在 水道料金は商業目的に使用されている場合のみ徴収されている。上下水道サービスにおける主要な整備事業や改良事業は、環境・コミュニティ・地方自治省が資

金供給している。

地方の水道事業者は、認可された水道プロジェクトの実際の建設を監督している。また 厳格な水質試験が地方の水道事業者及び保健サービス局（HSE : Health Service Executive）によって、全ての公共水道において実施されている。

（注）水質に関する項目を参照。

②アイリッシュウォーター（Irish Water）

新しい水道事業者である「アイリッシュウォーター」は 公共水道の受益者である家庭や商業地域に対する上下水道サービスに責務を有することとされている。2012年には暫定取締役会が設立されるが、これは2013年にアイリッシュウォーターが「Bord Gais」グループの中に独立した国有会社として認可されるまでの措置である。また、水道メーターによる料金システムが導入されるため、2012年には水道メーターの設置工事が始まる。さらには、アイリッシュウォーターは2015年の本格的なサービス開始に向け、段階的に地方水道の行政サービスを引き継いでいく予定である。

（訳注）Bord Gais は、アイルランドのガス供給会社である。

③集落水供給事業（Group water schemes）

公共水道に接続していない世帯の多くは、集落水供給事業によって供給されている。これらの事業は、共通の水供給を行うため、2以上の世帯によって構成されている。そして、そのグループの中から選ばれた公認受託者が、メンバーを代表して 地域の水道事業者と全ての交渉に臨んでいる。

通常、集落水供給事業は、地域の水道事業者がすぐには水道を供給できないか、または全く供給する予定のない地域に建設されている。また、集落水供給事業は、可能な場合は公共水道の水道管から、または、井戸水や湖水といった私有の水源から給水される。飲料水水質に関する国の報告書によると、上水処理が不十分か、または未処理の集落水供給事業による給水が最も汚染リスクが高いことが示されている。

もし、あなたが、私有の集落水供給事業のメンバーの一員であり、その水源から供給を受けている場合は、その料金を支払わなければならない。一方、地方自治体は、集落水供給事業の各家庭に対して補助金を提供することとしている。

（注）補助金の割合（Rates）を参照。

地方自治体は、水道水を検査する権限を有するとともに、飲んで安全であることを保証しなければならないが、集落水供給における水道管やろ過システムを維持管理する責務は有していない。

もし、集落水供給事業のメンバーが地域の水道事業者に事業の運営を引き継いで欲しいのであれば、メンバーは地方自治体の職員に彼らの居住地で水道管路等の維持管理を任せるとを承諾し署名しなければならない。また同時に、地方自治体に水道管路システム図を提出するとともに、彼らが管路の漏水調査を任せなければならない。もし、地方自治体がその事業を引き継ぐのであれば、地方自治体はその水道システムを維持管理する責任を負うことになる。しかし、もし、集落水供給事業が完全に私有のままであれば、今後必要となるであろう施設の改善に向けた技術的及び財政的な支援を求めることができる。

④私設水道（地下水）（Private water supplies（groundwater））

もし水道事業（公共又は集落水供給）に属していない場合は 必要な水を供給するためには井戸を掘って地下水を汲み上げることを考えなくてはならない。人々はよく 地下に水脈があるかどうかを見つけるために占い棒を使ったものである。しかし、占い棒が掘る場所を示したとしても どのくらいの深さを掘らなければならないのか、どのくらいの水量が得られるのかは、誰にもわからない。これらの情報は一般的にアイルランドの地質調査部門のレポートから得られるし、通常は無料である。

どのくらいの水が必要なかを決定するためには、各家庭で一人 一日当たり 230ℓの水が必要と考える必要がある。また、家畜については様々であり、一頭の乳牛に対して一日当たり 140ℓ、100羽の鶏には一日当たり 20ℓが必要である。詳細については、地元の地方自治体に問合せるとよい。

井戸を掘るときは汚染されないように蓋をし、必ず消毒しなければならない。2～3日後、飲料水基準に適合しているかどうか検査するため、消毒された水のサンプルを保健サービス局に送らなければならない。もし、水が何らかの不注意によって汚染されていたら、地方自治体に連絡しなければならない。1977年地方自治法（水質汚濁法）に従い、地方自治体は責任者を起訴することができる。

⑤全国集落水供給連合（National Federation of Group Water Schemes）

全国集落水供給連合は協同組合組織であり、同メンバーの利権を行使するために設立された。同連合は、そのメンバーに対して、相談・研修をはじめ、事業発展に関する様々なサービスを行っている。

（2）節水

2007年水道事業法によると、水道管や給水装置が未修理のため漏水が発生している箇所では節水（漏水防止）対策を施す必要がある。また、維持管理が不十分で不必要に水道水が浪費されている箇所も同様である。

水道事業法に基づく規則は渇水時における水利用制限に対しても適用され、地方自治体は、以下のような水の利用について、水の使用停止又は使用制限をすることができる。

- ・庭への水やり、公園や競技場への散水
- ・乗用車やトレーラーの洗車（洗車機利用を含む。）
- ・プール、庭の池や（公園の）人工池への給水や補給
- ・灌漑や作物への散布

節水命令に従わない場合は、法令違反となる。

（3）補助金の割合

①各戸給水補助事業（Individual Supply Grant Scheme）

この事業では、家屋が7年以上経過しており、公共水道又は集落水供給のどちらにも接続していない場合は、補助金を受ける資格（条件にもよる）がある。補助金は上限が€2,031.58（又は実際の工事費の75%のどちらか金額の低い方）であり、新しく水道を引くか、既存施設を更新するために使用されなければならない。補助金の受給資格は、一軒当たり10年間で1回に限られている。

補助金の資格を得るには工事見積金額が最低€635でなければならない。いずれの工事も着手前に地方自治体の査定を受けなければならない。

補助金受給に該当する工事は、井戸の新規掘削又は、主要なポンプや濾過／消毒装置の設置である。更なる詳細や申請書については、地方自治体に問い合わせられたい。

②集落水供給補助事業（Group Water Grant Scheme）

もし、2世帯以上の世帯が共同して自分の家庭や農地に水道施設を設置する場合、現在そうした施設がなければ、地方自治体から補助金を受給することができる。

事業メンバーを構成する委員会は事業計画を提案し、地方自治体がこれを承認しなければならない。補助金の支給総額は事業がどこの地域で行われるかによって変わるので、詳細は最寄りの地方自治体に照会されたい。一般的には、事業メンバー各世帯当たり上限€6,475として、補助金は総費用の85%が支払われる。事業メンバーは不足額を補填しなければならないが、もし自身で多少でも工事ができるのであれば、事業費を抑えることが可能である。

年間の助成金額は集落水供給事業のランニングコストに利用することができる。助成金の利用にあたっては地方自治体の承認が必要となる。条件を満たした支出であれば、その支出の100%が助成金の対象となるが、以下のような上限がある。

- ・€70／世帯・・・地方自治体からの給水の場合（水道本管から）

- ・€140／世帯・・・ 私設給水の場合（私有井戸など）
- ・DBO（設計・建設、運営）契約のもとに浄水施設を所有している集落水供給事業では新規助成金によって家庭用に利用される浄水の生産コストが全額支払われる。これらの手続きは「2007年水道サービス法（Water Service Act 2007）」の全面施行時に改訂される予定である。

③新たな水道料金案（Proposed new water charges）

家庭向けの新しい検針システムがまもなく導入される見込みである。また、水道料金には無料部分があり、それを超えて使用した水量に対して請求されることとなる。

（４）申請方法

補助金申請書や水道に関する情報は、当該地方自治体のウェブサイトで見つけることができる。給水や料金、補助金に関するより詳しい情報は、地方自治体の水道部局から入手することができる。

（出典）

http://www.citizensinformation.ie/en/environment/water_services/water_supply.html?searchterm=water%20supply

2. アイルランドの飲料水

①水道水の生産及びモニタリングの責任者は誰か？

アイルランドには、現在 34 の水道サービス庁（市役所及び郡役所）があり、900 を超える水道システムに対して、水道水の生産から供給、そして、モニタリングについて責任を有しており、それらはアイルランドの人口の 80%に対して給水を行っている。

残りの 20%のうち、7%は集落水供給事業、0.7%は私設水道、そして 12.3%は私設井戸であり、これらは規制の対象外である。また、水質の責任はそれぞれ供給側の管理者や経営者にある。

水道サービス庁（WSA : Water service authority）は、公共水道や集落水供給事業の定期的なモニタリングを行っており、毎年、これらの結果を飲料水質年次報告書として環境保護庁に送付している。

②飲料水質規制の実施

水道水規則は、2007年に施行されている。これらの規則により、環境保護庁に公共水道を監督する権限が与えられている。環境保護庁は、経営や公共水道の水質の改善するよう指導することができる。水道サービス庁は、集落水供給事業や施設給水に関して同様の監督責任を有している。規則に基づいて、水道サービス庁は、公共水道が飲料水として不適格な場合や公衆の健康にリスクがある場合は、環境保護庁に通知しなければならない。また、環境保護庁は、水道サービス庁への手引書として、水道水規則の実施に関するハンドブックを発行している。また、実践的な指導を行うため、浄水処理マニュアルやアドバイスノートも発行している。

③環境保護庁による飲料水監査

環境保護庁は、飲料水の製造という役割の観点から水道サービス庁の監査を実施している。これらの監査は、水道サービス庁がどのように飲料水規則を遵守して確実に事業を推進しているかを調査するのに重要な方法である。環境保護庁の監査は、水源や浄水処理、配水システムの管理、試料のサンプリングや分析方法、そして水質についての利用者の意見聴取など幅広い分野にわたってこれらを検証している。環境保護庁が監査対象の水道を選定する際、最も注意が必要な水道に対してより綿密な検査や規制を行うようにするため、リスクに基づいた手法を用いている。

環境保護庁は、監査に引き続いて報告書を準備するが、それらは監査の日に判明した主な結果を集約している。環境保護庁が問題を見つけたときは、当該水道サービス庁が取るべき是正措置に関する

ことが監査報告書に記されることとなる。勧告の多くは極めて技術的なものであり、必ずしも飲料水質に差し迫った脅威があるということを意味するものではない。また、水道サービス庁は、それらの勧告に従うために何を実施したか、何を実施しようとしているかを詳述した監査報告書に、定められた期限内に回答しなければならない。環境保護庁は、これらの対応の実施状況について当該水道サービス庁の進捗状況を追跡調査することとしている。

環境保護庁は、2008年に全ての水道の概要をまとめており、改良、交換、運転制御の改善が必要な水道を特定している。当該リスト（RAL: Remedial Action List）は環境保護庁から発行されており、四半期毎に更新されている。より詳しい情報は RAL を参照されたい。

④水道サービス庁向けのオンラインによる飲料水異常通報システム

2007年飲料水規則によって定められた指標値を超過した場合、水道サービス庁は環境保護庁に対して通知するオンライン通報システムは、環境保護庁から各事業体に送られたユーザーネームとパスワード（2011年7月29日付け文書及びe-メール）によってのみアクセスすることができる。ユーザーマニュアルとトレーニングビデオは「ODWNS トレーニングビデオ」で利用可能である。オンライン飲料水通報システムに関する質問は、直接 drinkingwater@epa.ie まで問い合わせられたい。

（出典）アイルランド環境保護庁 HP（Drinking Water）

<http://www.epa.ie/whatwedo/enforce/pa/drink/>

（文責）センター総務部長

中村 保重

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F（公財）水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h24.html>